

共同実施だより

平成26年度 第1号 平成26年 7月 1日
第1支部学校事務共同実施 担当:美和中学校区

共同実施10年

10年一昔といいますが、各支部における静岡市の共同実施がはじまったのは、平成17年度でした。はじめは、事務職員によって、主に給与や旅費における事務処理の適正化や効率化、平準化をめざして取り組んでいました。

平成20年度には、用務員の共同実施が始まります。

平成21年度に共同実施に関する要項の改正があり、現在、共同実施の構成員は「各支部の教職員」となっています。

そうです。この共同実施だよりをお読みになっている皆さんは、第1支部の共同実施の一員なのです。

学校事務は、学校のいろいろなところにありますね。教務事務、学籍事務、保健室の事務などなど…。いろいろなところに共同実施の可能性があるということになります。

こんな共同実施もあるのでは…と見つめた方、ぜひ、事務職員までお知らせください。

第1支部では、事務職員と事務員が学校財務に関する共同実施に長年取り組んでいますが、皆さんにとって、一番身近な用務員の共同実施のこれまでの取り組みを紹介します。

年 度	内 容
平成20年度	安倍口幼稚園(踏み台作成、正門塗装、樹木の剪定)
平成21年度	松の剪定講習会(安倍口小)・花の苗の交換
平成22年度	安倍口幼稚園整備・花の苗の交換
平成23年度	松の剪定講習会(末広中)・安倍口幼稚園整備・花の苗の交換
平成24年度	足久保小(門扉の塗装)・安倍口小(樹木の剪定)・安倍口幼稚園(樹木の剪定)・花の苗の交換
平成25年度	美和小(樹木の剪定)・新通小(樹木の剪定)・安倍口幼稚園(樹木の剪定)・花の苗の交換
平成26年度	美和中(非常階段の塗装)・花の苗の交換

支部の仲間が協力することで、各校・園の環境整備が進められています。

今年度は、その他に安西小(遊具の塗装、樹木の剪定)、井宮小(樹木の剪定)を予定しています。また、必要に応じて、学区ごとの共同作業も進めています。



本年度5月 美和中非常階段が
きれいになりました。



三手当確認

毎年 7, 8 月は三手当の確認の時期ですね。普段ご自身が通っている通勤経路に変更がないか、扶養手当や住居手当の状況に変更がないか確認をお願いします。

特に、大学生の扶養親族がある方は、アルバイト代の受給状況について、念入りにご確認ください。所得が限度額を超えている場合、最大 5 年間さかのぼり返納することになります。

また、そのほかの扶養親族の方でも、所得がある場合、綿密な見積もりを要します。ご協力お願いいたします。

夏休みの休暇について

夏休みには、夏季休暇 5 日がありますが、家族休暇を利用される方も多いと思います。今回は家族休暇についてご説明します。

家族休暇（年間 3 日）

自分のために取得	<ul style="list-style-type: none">・心身のリフレッシュ（勤続 10 年、20 年、30 年、満 55 歳のみ）・運転免許の更新、パスポートの申請受領・研修会参加、国家資格等の取得・職務と関連した図書館美術館等の利用
子どものために取得（高校生まで）	<ul style="list-style-type: none">・参観会、入学式、運動会 等々の学校行事・就学时検診時の付き添いも可・運動会の代休日、学級閉鎖などで子が在宅する場合の世話も可・PTA 役員として行う PTA 活動も可・放課後児童クラブ関連も可

注意：家族休暇は分単位での取得ができません。年休のみです。

例 家族休暇で 3 時間 45 分取得の場合 → 4 時間
年休で // →そのまま 3 時間 45 分（休憩にぶつかる場合）

義務免

夏休み中には、人間ドッグなど行かれる方も多いと思います。義務免は、検診が終了する時刻まで。それ以降は休暇の取得または出勤でお願いいたします。

